

都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都幾川村・玉川村合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努める。

2 会議は、計画的に開催する。

(会議の開閉等)

第3条 会議の開閉は、議長が宣告する。

2 協議会の委員は、議長の許可を得た後、発言する。

(表決)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

(会議録の作成等)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過

(5) その他議長が必要と定めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付する。

3 会議録は、議長が指名した2人以上の委員の署名を受け、保管する。

4 会議録は、前項の署名を受けた日をもって確定する。

(会議録等の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

2 前項の規定による公開は、会議録等が確定した日後に、協議会の会長が別に定める方法により行うものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決定するものとする。

3 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴者の定員等)

第8条 傍聴者は、一般傍聴者及び報道関係者とする。

2 一般傍聴者の定員は、30人以内とする。ただし、協議会会長は会場の都合により、定員の数を変更することができる。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、都幾川村・玉川村合併協議会会議傍聴届(様式第1号)に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局(以下「事務局」という。)に提出し、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に交付する。

3 傍聴を終え退場するときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、ナイフ、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼり、鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示するものを除く。)ヘルメット等を着用又は携帯している者

(3) 拡声器、笛、ラッパ、無線機、ラジオ、録音機、カメラ類を携帯している者(ただし、撮影又は録音することにつき、あらかじめ議長の許可を受けた報道関係者を除く。)

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第11条 会議を傍聴する者は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議での発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 飲食及び喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話の電源を切ること。

(6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第12条 傍聴者は、事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴者が第11条の規定に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第14条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月12日から施行する。

受付番号：

平成 年 月 日

都幾川村・玉川村合併協議会会議傍聴届

都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり届出いたします。

記

住 所	
氏 名	
備 考	

傍 聴 証

第 号

都幾川村・玉川村合併協議会